

インバウンド対応アドバイザー派遣事業実施要領

第1 目的

訪日外国人旅行者の受入環境の向上を図るため、食及び観光振興に資する各分野において、専門的な知識や豊かな経験等を有するインバウンド対応に係る専門家及び渡島管内在住の外国人を「インバウンド対応アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、国際的に質の高い観光地づくりや、海外からの誘客促進、食ブランドの海外展開に取り組む市町、観光関係団体等（以下「団体等」という。）からの要請に応じ、指導・助言等を行うことにより、食と観光の海外展開を戦略的かつ効果的に推進する。

第2 アドバイザーの委嘱等

- 1 渡島総合振興局長は、この事業を実施するために必要な、専門的又は実践的な知識や、技術又は技能等を有する者、並びに、豊かな経験等を有する者をアドバイザーとして委嘱する。
- 2 アドバイザーの委嘱期間は委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度末までとする。
- 3 渡島総合振興局長は、次のいずれかに該当するときは、アドバイザーの委嘱を取り消すことができるものとする。
 - (1) この事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - (2) この要領その他法令に違反する行為を行ったと認められる場合
 - (3) 精神又は身体に著しい障害があるため、アドバイザーとしての業務遂行能力を欠くに至ったと認められる場合
 - (4) 第4のアドバイザーの義務に違反した場合
 - (5) その他渡島総合振興局長がアドバイザーとして不適格と認めた場合

第3 アドバイザーの業務

アドバイザーは、国際的に質の高い観光地づくりや、海外からの誘客促進、食ブランドの海外展開に係る取組を支援するために、次に掲げる業務に関連する指導・助言等を現地において行うものとする。

- (1) 外国人観光客の受入環境の整備・改善に係る取組
- (2) 外国人観光客向けの観光資源の発掘や磨き上げに係る取組
- (3) 外国人向けの新商品の開発や海外への販路拡大に係る取組
- (4) みなみ北海道の魅力の海外向け情報発信に係る取組
- (5) その他、渡島総合振興局長が必要と認める取組

第4 アドバイザーの義務

- 1 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。アドバイザーとしての委嘱期間が経過した後も同様とする。
- 2 アドバイザーは、渡島総合振興局の求めに応じ、指導又は助言に関連する資料を提出するものとする。
- 3 アドバイザーは、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第5 アドバイザーの派遣先団体等

アドバイザーの派遣は、次に掲げる団体等からの申請に応じて派遣する。なお、事業者については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者及び小規模企業者を原則とし、地域の実情等を踏まえ、渡島総合振興局長が適当と認めた者に対して派遣するものとする。

- (1) 渡島管内市町
- (2) 渡島管内観光関係団体
- (3) 渡島管内観光事業者
- (4) 渡島管内食関連事業者
- (5) その他、渡島総合振興局長が必要と認める団体

第6 アドバイザーの派遣

- 1 アドバイザーの派遣を希望する団体等は、別紙1（インバウンド対応アドバイザー派遣申請書）により、渡島総合振興局に申請するものとする。
- 2 渡島総合振興局は、前号の申請があった場合は、派遣を希望する者の取組内容等を勘案した上で、適当と認めるアドバイザーを選定し、派遣するものとする。
- 3 アドバイザーの派遣回数は、同一団体等が行う同一目的の事業について3回を上限とし、1回につき4時間以内とする。ただし、渡島総合振興局長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第7 完了報告

アドバイザーの派遣を受けた団体等は、1回の派遣ごとに、派遣事業が完了後、別紙2（インバウンド対応アドバイザー派遣事業完了報告書）を渡島総合振興局に提出するものとする。

第8 経費の負担

アドバイザー派遣事業に係る謝金及び旅費については、渡島総合振興局が負担する。
なお、本事業に必要なその他の経費が発生する場合は、派遣先団体等が負担するものとする。

第9 庶務

アドバイザー派遣事業の庶務は、渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課食・観光・海外戦略推進室において処理する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月18日から施行する。